

記者発表（資料配布）				
月／日 (曜日)	担当課 係 名	電 話 (内 線)	発表者名 (担当係長名)	配布機関
10/1 (金)	中播磨県民センター 県民交流室 産業観光課	(079) 281-9034	交流観光参事 永園郁美 (班長 平田由佳子)	中播磨定例記者懇談会 メンバー

## 令和3年度「思わず行きたくなる中はりま」宿泊補助事業（旅行事業者向け） 第2期 募集について

### 1 趣 旨

中播磨地域（姫路市・市川町・福崎町・神河町）での宿泊を伴う来訪者の増加、中播磨観光施設の周遊及び滞在時間の延長を促すため、中播磨を巡り、中播磨で宿泊を伴うツアーを催行した旅行事業者に対して補助事業の第2期申込受付を開始いたします。

### 2 概 要

#### (1) 補助の条件

- ・旅行業の登録を受けており、事業の趣旨に賛同してツアーを企画する旅行会社であること。
- ・中播磨での宿泊を伴うツアーであること。（宿泊施設は中播磨地域内において旅館業法の許可を受けて「旅館・ホテル営業」を行っている施設であること）
- ・中播磨の対象施設（別紙）または昼食場所を2か所以上含むこと。（姫路市、神崎郡より各1か所ずつ）※神崎郡で宿泊の場合は対象施設の訪問は不要。
- ・旅行出発日から起算して1か月前までに申請すること。
- ・団体旅行の宿泊者全員が対象施設を訪問すること。
- ・募集時と旅程表に『兵庫県中播磨県民センター「思わず行きたくなる中はりま」誘客促進事業』である事を明記すること。

※兵庫県の他の宿泊補助等を受けた旅行、宗教活動・政治活動の一環の旅行は対象外

※緊急事態宣言発令後、発令期間中のツアーについて新たな予約があったものは対象外

（ツアー実施地域が兵庫県知事が定めるまん延防止等重点措置の実施区域に指定された場合も同様に取扱う）

(2) 受 付 期 間：令和3年10月1日～令和4年2月28日

※ただし、予算額に達した時点で申込受付を終了いたします。

(3) 補助対象宿泊日：令和3年11月1日～令和4年3月30日

(4) 補 助 金 額：ツアー参加者1人あたり2,000円（1営業所あたり上限200,000円）

なお、詳細につきましては、中播磨県民センターのホームページをご覧ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/chk12/r3hojyokin.html>

3 担 当 者 中播磨県民センター県民交流室 産業観光課 平田、西村  
電話 (079) 281-9034